

第2章 環境行政の総合的推進

第1節 環境行政の推進体制

1 環境行政組織

県の環境行政組織は、1964（昭和39）年4月、衛生部環境衛生課に公害*係が設けられて以来、総合的な環境施策の推進を図るため、整備拡充されてきました。

2004（平成16）年4月1日には、環境保全と自然保護を融合した新たな調査研究を可能とともに、環境保全に係る諸施策に対して、技術的なサポートを行うなど、行政とより緊密に連携を図つていただくため、衛生公害研究所と自然保護研究所を統合し、環境保全研究所を設置しました。

2008（平成20）年4月1日には、本庁部局の見直しにより、「生活環境部」から「環境部」へと再編されました。

2011（平成23）年4月1日には、喫緊の課題となっている地球温暖化問題などに対応するため、環境政策課の温暖化防止係を温暖化対策課として設置しました。

2014（平成26）年4月1日には、省エネルギー化と自然エネルギーの普及拡大の強化のため、「温暖化対策課」を「環境エネルギー課」に改称するとともに、廃棄物の許認可から監視体制までを一体的に推進し、循環型社会の構築を図るため、「廃棄物対策課」と「廃棄物監視指導課」を「資源循環推進課」に改編しました。

また、全ての流域下水道終末処理場の直営化を行うため、2012（平成24）年度に、諏訪建設事務所に「諏訪湖流域下水道事務所」を付置し、2015（平成27）年度に、「千曲川流域下水道建設事務所」を「千曲川流域下水道事務所」に改組し、安曇野建設事務所に「犀川安曇野流域下水道事務所」を付置しました。

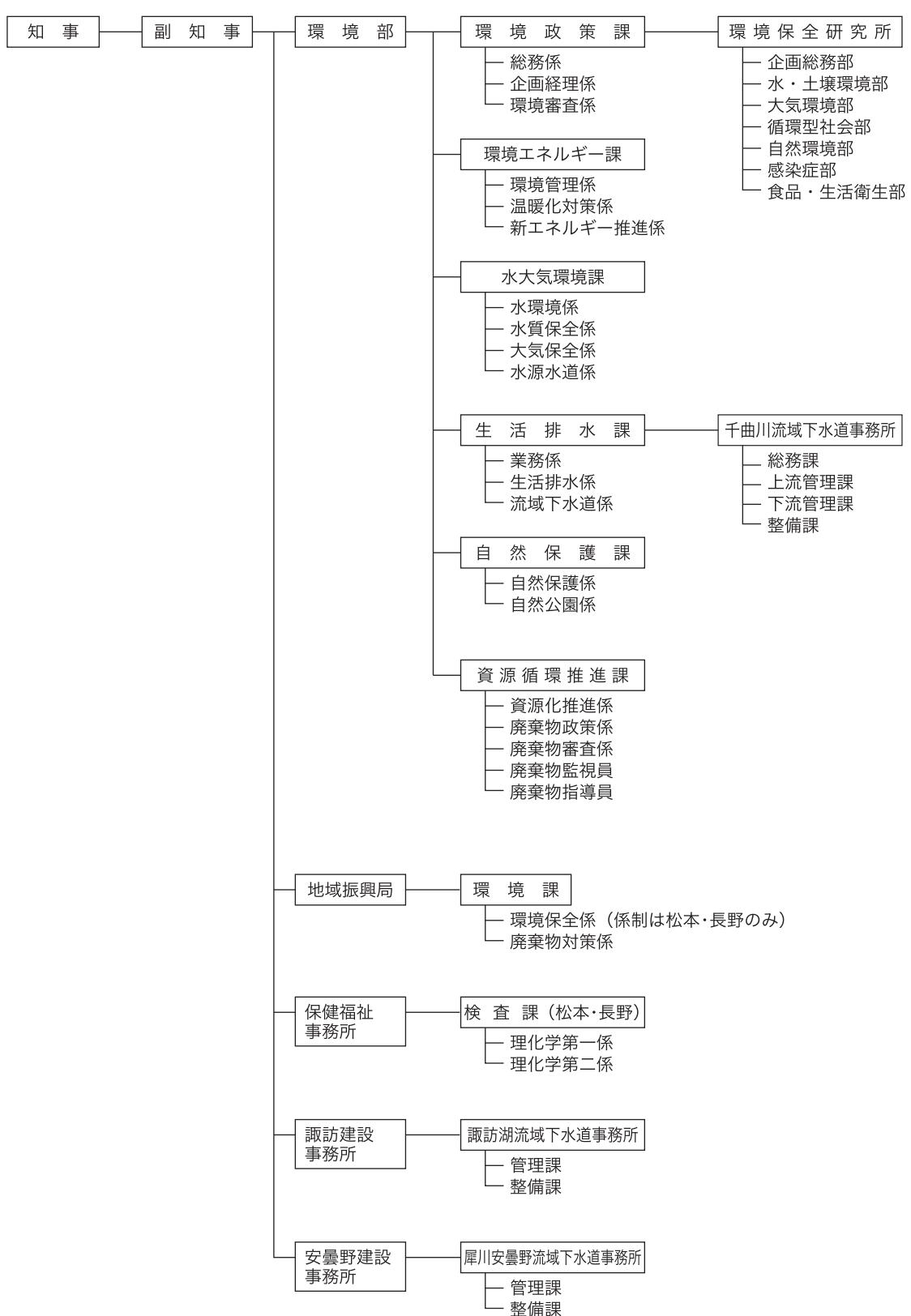
2017（平成29）年度の組織及び主な所掌事務は、表1-2-1、図1-2-1のとおりです。

表1-2-1 各組織の主な所掌事務（2017（平成29）年4月1日現在）

区分	課 所 名	主な所掌業務	
本 庁	環 境 政 策 課	・参加と連携による環境保全 ・環境審査（環境アセスメント）	
	環 境 エ ネ ル ギ 一 課	・省エネルギー化の促進 ・地球温暖化対策	・自然エネルギーの普及拡大 ・環境マネジメントシステム
	水 大 気 環 境 課	・水資源の保全・利活用 ・大気環境の保全 ・公害紛争処理	・水質及び土壤環境の保全 ・水道事業認可及び指導
	生 活 排 水 課	・流域下水道及び公共下水道事業 ・農業集落排水事業 ・合併処理浄化槽設置事業	
	自 然 保 護 課	・自然環境の保全 ・自然公園の管理及び整備	
	資 源 循 環 推 進 課	・廃棄物の資源化の推進 ・廃棄物の発生抑制及び適正処理 ・廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の許可 ・廃棄物処理の監視及び指導	
現 地 機 関	環 境 保 全 研 究 所	・環境に関する試験検査及び調査研究 ・環境学習の推進	
	千 曲 川 流 域 下 水 道 事 務 所	・千曲川流域下水道の管理及び維持保全 ・千曲川流域下水道の調査、設計、施工及び監督	
地 域 振 興 局	環 境 課	・地球温暖化対策及び自然エネルギーの推進 ・大気、水質及び自然環境の保全 ・上水道及び浄化槽	・廃棄物対策
保 健 福 祉 事 務 所	檢 查 課	・環境保全に関する検査	

* 公害→p.184

図1-2-1 長野県環境行政組織 (2017 (平成29) 年4月1日現在)



2 環境審議会

県では、環境の保全に関する基本的事項、地球温暖化防止に関する事項、水環境の保全に関する事項、自然環境の保全に関する事項、廃棄物に関する事項、鳥獣保護に関する事項など環境の保全に関する重要事項を調査審議するため、環境基本法、自然環境保全法及び長野県環境基本条例に基づき長野県環境審議会を設置しています。

2016（平成28）年度の審議会の開催状況は、表1-2-2のとおりです。

表1-2-2 2016（平成28）年度環境審議会開催状況

開 催 年 月 日	審 議 事 項
2016（平成28）年5月20日	1 希少野生動植物保護回復事業計画の策定について（諮問） 2 第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）の策定について（諮問） 3 長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について（諮問） 4 温泉審査部会について（報告）
2016（平成28）年7月29日 (温泉審査部会)	1 温泉法に基づく土地掘削・動力装置許可申請について（諮問・答申案）
2016（平成28）年11月9日 (温泉審査部会)	1 温泉法に基づく土地掘削可申請について（諮問・答申案）
2016（平成28）年11月14日	1 水資源保全地域の指定について（諮問） 2 希少野生動植物保護回復事業計画（ゴマシジミ）の策定について（中間報告） 3 第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）の策定について（中間報告）
2017（平成29）年1月11日	1 長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について（中間報告） 2 長野県環境エネルギー戦略の進捗状況について（報告）
2017（平成29）年3月16日 (温泉審査部会)	1 温泉法に基づく土地掘削・動力装置許可申請について（諮問・答申案）
2017（平成29）年3月23日	1 希少野生動植物保護回復事業計画（ゴマシジミ）の策定について（答申） 2 長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について（答申） 3 第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）について（答申） 4 平成28年版長野県環境白書（概要版）について（報告） 5 平成29年度環境部及び林務部の当初予算の概要について（報告）

（資料：環境政策課）

第2節 環境基本条例

1 環境基本条例の制定及び考え方

今日の広範、多岐にわたる環境問題に的確に対応し、本県における今後の環境政策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる条例として、1996（平成8）年3月に長野県環境基本条例を制定しました。

この条例では、社会の全ての構成員が共通の認識とすべき基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、施策全体としての方向性を示す基本方針、県の施策の基本となる事項などを定めています。

具体的な施策は、それぞれ個別の条例や要綱などに委ねられています。

2 環境基本条例の概要

環境基本条例の体系は図1-2-2のとおりです。

図1-2-2 環境基本条例の体系

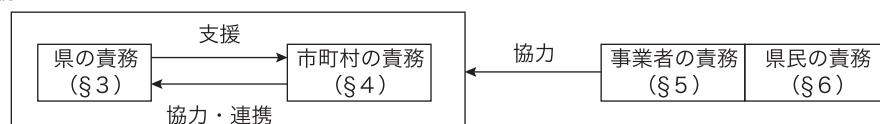
I 前文、目的及び基本理念

- 〈条例制定の由来、その条例によって立つ精神的基調〉（前文）
 - ・本県の特性、現状認識
 - ・これまでの環境施策の状況、今後の課題
 - ・環境に関する県民の権利と責務
 - ・全てのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる郷土を築く。

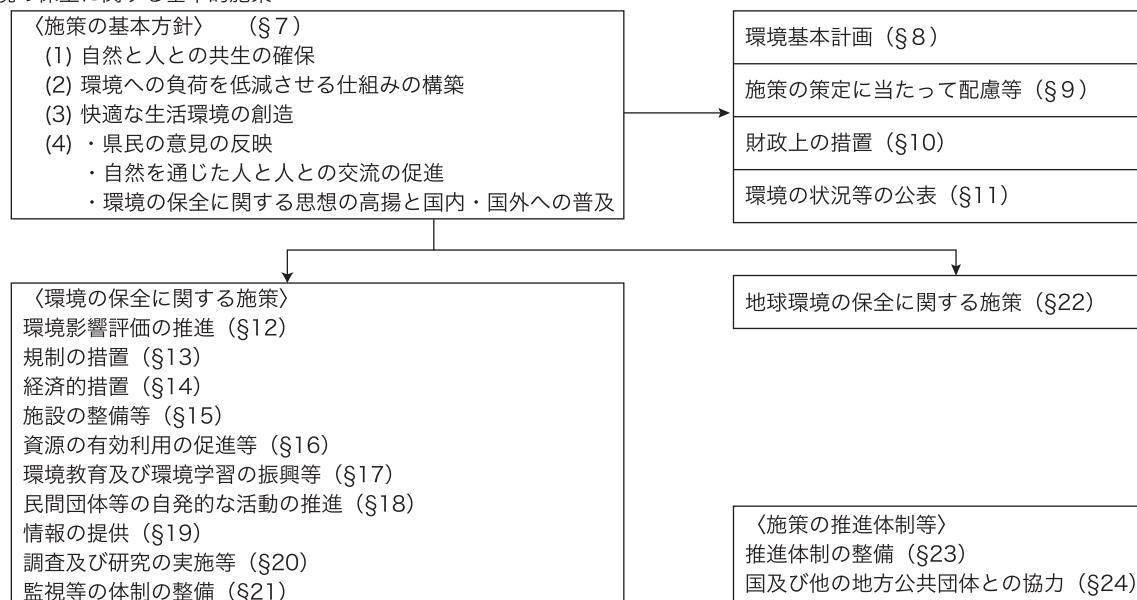
- 〈目的〉（§1）
 - ・環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進
 - ・現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与

- 〈基本理念〉（§2）
 - (1) 健全で豊かな環境の恵沢の享受と将来にわたっての維持
 - (2) 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
 - (3) 地球環境保全への取組

II 責務



III 環境の保全に関する基本的施策



IV 長野県環境審議会（§25～§33）

第3節 第三次長野県環境基本計画

1 第三次長野県環境基本計画の策定及び趣旨

県では、長野県環境基本条例第8条の規定により、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2013（平成25）年2月に第三次長野県環境基本計画を策定しました。

この計画の計画期間は2013（平成25）年度を初年度とし、2017（平成29）年度を目標年度とする5か年計画であり、この期間内に行われる環境に関する各種個別計画の策定や環境施策の推進に当たっての指針となるものです。

また、本計画は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第8条に規定する長野県の行動計画を包含します。

計画書の全文は、県のホームページで御覧いただけます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kurashi/kankyo/shisaku/3ji/zenbun.html>

2 長野県の将来像

第三次長野県環境基本計画では、本県環境の将来像として、将来（概ね20年後）の望ましい姿を示しています。

3 施策の展開

第三次長野県環境基本計画では、基本テーマを「参加と連携で築く 豊かな環境・持続可能な信州」と定め、本県の将来像を実現するためにどのような施策を行っていくかを示しています。

→p.131：「表1-2-3 第三次長野県環境基本計画の実施施策」

4 計画の推進体制など

計画の推進に当たっては、関係部局で組織する環境管理委員会により、全庁的な取組を展開するほか、「信州豊かな環境づくり県民会議」を始めとする、あらゆる主体に計画に基づく取組を呼びかけます。

なお、計画の進捗状況については、環境管理委員会により進捗管理を行い、その状況を本書において公表し、環境審議会へ報告するとともに、しあわせ信州創造プラン政策評価制度に基づく評価を行います。

→p.132：「表1-2-4 第三次長野県環境基本計画 目標の進捗状況」

平成29年度 信州豊かな環境づくり県民会議 環境保全に関するポスターコンクール優秀作品（小学生低学年の部）



辰野町立辰野西小学校2年
米山 新穂さん



須坂市立井上小学校3年
睦谷 羽蘭さん